文京区自転車活用推進計画

概要版

~安全で快適に自転車を活用できるまちづくり~ (案)







文京区自転車活用推進計画とは

本計画は、2017年5月に施行された自転車活用推進法第11条に基づき、本区における自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

本計画では、「安全で快適に自転車を活用できるまちづくり」を目標とし、以下の4つの基本方針に基づき取組を推進します。

基本方針1 まもる

ルールやマナーを遵守した 安全な自転車利用の促進

基本方針3 とめる

自転車を適切に停められる 駐輪環境の構築

基本方針2 はしる

安全で快適な 自転車通行環境の形成

基本方針4 つかう

自転車の役割拡大 ・活用推進







実施すべき施策

4つの基本方針のもと、以下に示す8つの実施すべき施策と、それらの施策を着実に推進するための具体の取組を推進します。

基本方針1 まもる | ルールやマナーを遵守した安全な自転車利用の促進

施策1 安全・安心な自転車利用に向けた取組の推進

- ●自転車利用者に対する交通安全教育の実施
- ・高齢者に対する交通安全教育



文京区交通安全区民のつどい

・学校等における交通安全教育



区内で実施した体験型交通安全教室

- ・企業による交通安全教育の支援
- ●交通ルール・マナーに関する周知・啓発の推進
- ●警察における指導・取締り
- ●自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- ●適切な自転車利用に関する周知・啓発
- ●通学路等の安全点検の実施

基本方針3 とめる | 自転車を適切に停められる駐輪環境の構築

施策3 地域の二一ズに応じた駐輪場の整備推進

●駐輪場の整備

- ・区営駐輪場の設置推進・マンションや商業施設等での駐輪場の設置促進
- ・民有地を活用した駐輪場の設置促進
- ●安全で快適な駐輪場環境の提供



スライド式の駐輪機

●駐輪場の維持管理



駐輪場内の防犯カメラ

施策4 放置自転車対策の推進

- ●放置自転車の防止
- ●放置自転車の返還及び有効活用

●放置自転車の撤去・整理







実施すべき施策

基本方針2 はしる | 安全で快適な自転車通行環境の形成

施策2 自転車通行空間の計画的な整備推進

●自転車通行空間の整備

・自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備

自転車ネットワーク 計画の詳細はP.4~



自転車専用通行帯(白山通り)



車道混在(特別区道文第834号)

- 自転車通行空間の維持管理
- ●自転車通行空間上の路上駐車への対策

基本方針4 つかう | 自転車の役割拡大・活用推進

施策5 シェアサイクルの普及促進

- ●公共用地・民地・鉄道駅等へのサイクルポートの設置促進
- ・サイクルポートの設置促進
- ・サイクルポートの適正な維持管理







様々な場所に設置されたサイクルポート(左:路上、中:公共用地、右:民有地)

●シェアサイクルの安全利用の促進

施策6 多様なエーズに対応した自転車活用の推進

●多様なニーズに対応した自転車活用の情報発信

施策7 災害時における自転車活用の推進

●災害時における自転車活用の推進

施策8 ICTを活用した自転車利用の推進

● ICTを活用した自転車利用の推進



駐輪場の満空情報イメージ

自転車通勤導入に関する手引き



令和元年5月

自転車通勤制度導入に 関する手引き

出典:自転車活用推進官民連携協議会 (国土交通省WEBサイト)







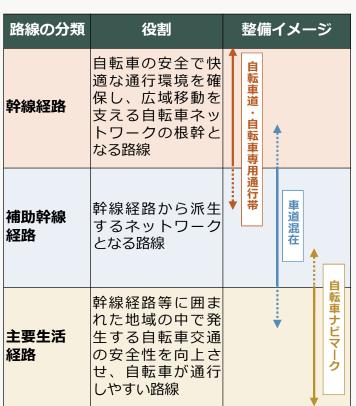
文京区自転車ネットワーク計画

文京区自転車ネットワーク計画とは

文京区自転車活用推進計画では、自転車が安全で快適に通行できる自転車通行空間の計画的な整備を推進するため、「文京区自転車ネットワーク計画」を定めます。これは、区内で自転車が安全かつ連続的に通行できるように自転車ネットワーク路線を定め、それらの路線の整備形態等を示す計画のことです。

自転車ネットワーク路線の考え方

区内の道路は、自転車の主要なネットワーク軸を形成する国道、都道等の幹線経路と、施設へのアクセスを確保する主要生活経路に分類されます。本計画では、自転車ネットワーク路線を、幹線経路、補助幹線経路、主要生活経路に分類し、役割に応じた整備を行っていきます。





広域移動を支える自転車ネット フークの根幹と なる路線 幹線経路から派生するネットワークとなる路線

幹線経路等に囲 まれた地域の中 で、自転車が通 行しやすい路線

自転車専用通行帯



道路標識・道路標示により視覚的に分離した自転車が通行するための車両通行帯

車道混在



車道内における自転車の通行位置及び 進行方向を示し、自動車に自転車が車 道内で混在することを矢羽根型路面標 示で注意喚起したもの

自転車ナビマーク



自動車と共存する自転車の安全性向上 のために、車道の左側端に自転車の通 行位置及び進行方向を自転車ナビマー クにより明示したもの



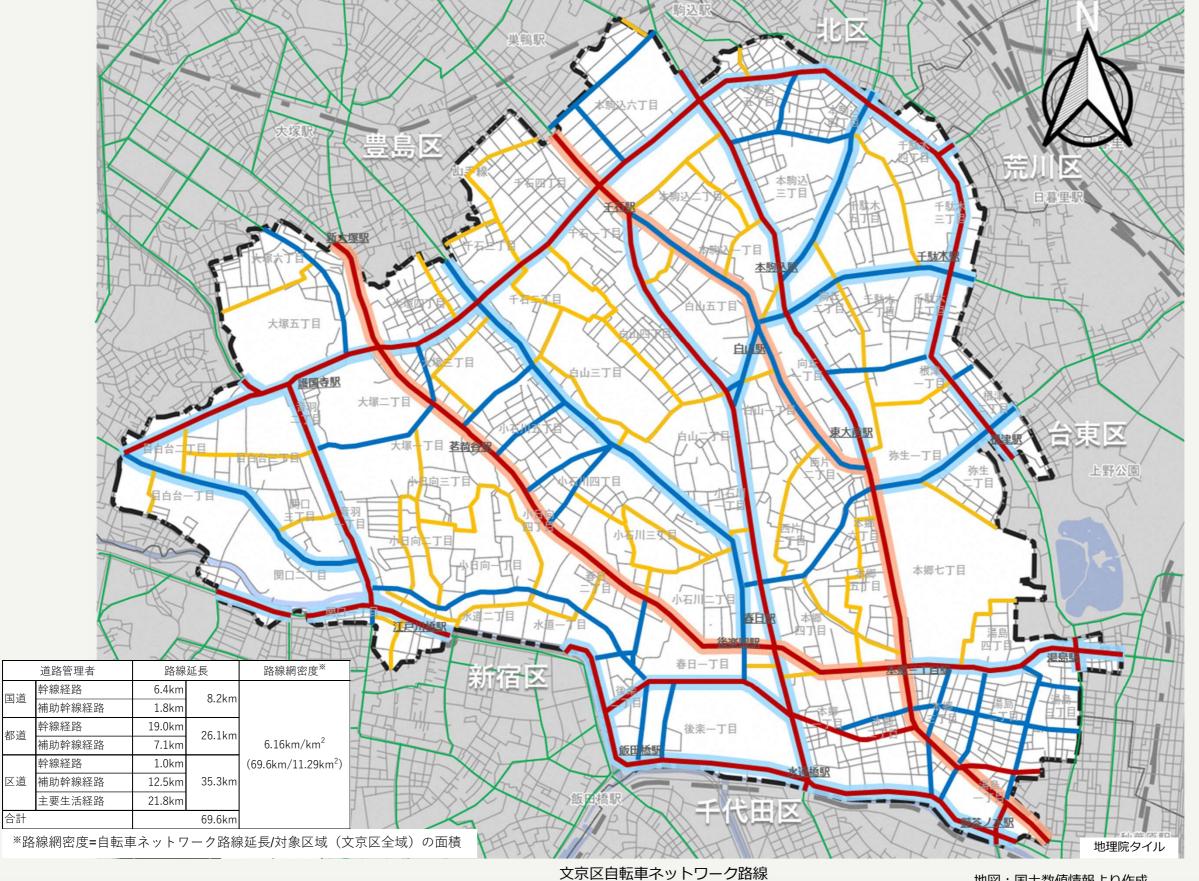






文京区自転車ネットワーク路線

選定した自転車ネットワーク路線について、幹線経路、補助幹線経路、主要生活経路の3種類に分類し、自転車通行区間の整備を推進します。分類した路線及びその内訳は以下 のとおりです。



地図:国土数値情報より作成



国道

都道

合計













国道

都道

区道

(参考)

幹線経路 補助幹線経路

幹線経路 補助幹線経路

■ 幹線経路 **一**補助幹線経路 主要生活経路

隣接区の自転車ネットワーク

(新宿区、豊島区、北区にお いて、自転車ネットワーク路 線が指定されています)

路線及び国道、都道

区道における整備スケジュール

区道における整備スケジュールは以下のとおりです。

なお、(ア)~(工)の路線については、バリアフリー整備工事に合わせて整備する路線を除い て自転車通行空間の整備を進めていきます。

路線	年度	令和4 (2022)	令和5 ('23)	令和6 ('24)	令和7 ('25)	令和8 ('26)	令和9 ('27)	令和10 ('28)	令和11 ('29)	令和12 ('30)	令和13 ('31)
(ア)安全性の向上	13.6km		設計	†・施工		中					
(イ)主要な路線	5.2km					間見見	設計・抗	他工			
(ウ)連続性の確保	2.1km					直	設計・放	他工			
(工)上記以外の 未整備路線	6.2km					U	設計 · <i>f</i>	施工			

バリマフリ 敷焼て車に						
ハリアフリー整備工事に あわせて整備する路線		 設計・施	l 弦 (350⊧	l m/年)		
3.5km			(555)			

<整備優先度の考え方>

(ア) 安全性の向上

- (イ) 主要な路線

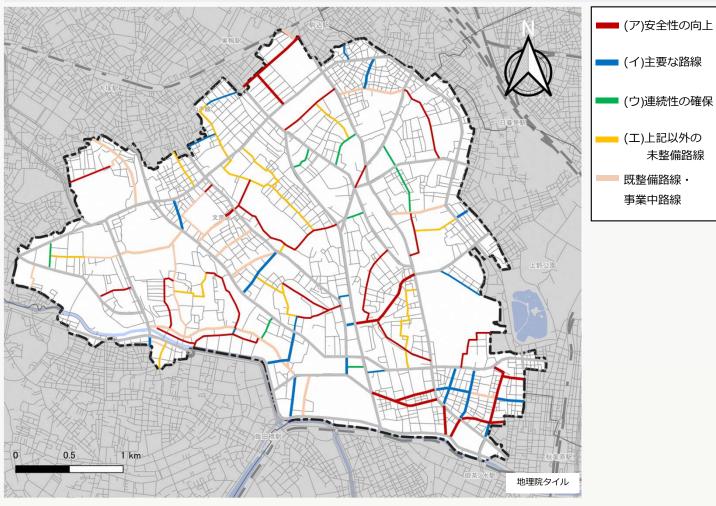
安全性の観点(事故、ヒヤリハット)から整備が必要な路線を優先します。 自転車専用通行帯や車道混在の整備が可能な歩道がある主要な路線を優先 します。

(ウ) 連続性の確保

路線の両端が幹線経路又は補助幹線経路に接続し、ネットワーク機能の早 期発現に資する路線を優先します。

未整備路線

既整備路線• 事業中路線



整備優先度から分類した路線

計画の期間

計画の期間は、国及び都の次期計画を踏まえ、10年間(2026年度中間見直し)とします。

令和4 ('22)	令和5 ('23)	令和6 ('24)	令和7 ('25)	令和8 ('26)	令和9 ('27)	令和10 ('28)	令和11 ('29)	令和12 ('30)	令和13 (′31)
华				見	Hay a it				74
策定				直					定
								F 1 . T -, I	

計画の推進体制

計画に位置付けられた取組については、国や東京都、関係機関と連携しながら推進します。 文京区、東京都、国、企業・団体、区民等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して自転 車活用の推進に向けて取り組んでいきます。

計画のフォローアップ

本計画では、各施策の進捗状況のフォローアップにあたって、以下の指標を設定しています。

$\pm \pm \pm \pm \omega$				TEN	口店	日博佐		
基本方針	指標			現場 現場	兄値	目標値		
1 まもる	自転車の車道通行割合※1			47%	(2021年10月)	100%を目指す※1		
1 % 0 %	自転車の車道逆走者数			8人	(2021年10月)	0人 (2030年10月)		
			国道	4. 9km		_*6		
	整備延長		都道	19. 4km	(2022年3月)	_*6	(2031年3月)	
2 はしる			区道	6. 7km		35. 3km	(2031年3月)	
21800			合計	31. 0km		_		
	自輔	云車ネットワーク路線整	E備率	45	i%	-		
	自転車ネットワーク路線網密度			2. 75k	km/km ²	-		
3 とめる	蚌輪場(1) 核衝率 🕌		定期※2	93% ^{※5}	(2019年度平均)	95%	(2030年度平均)	
			一時※3	83% ^{※5}	(2019年度平均)	105%	(2030年度平均)	
0 Cara	駅周	周辺の放置自転車台数		550台※5	(2019年10月)	275台以下	(2030年10月)	
	自輔	伝車の放置率※4		20. 7% ^{*5}	(2019年10月)	10.0%以下	(2030年10月)	
	自転車関連事故の発生件数			197件※5	(2019年)	140件以下	(2025年)	
	自転車乗用中死傷者数			155人 ^{※5}	(2019年)	106人以下	(2025年)	
4 つかう	参考	車道の走行環境の満足	.度	27%	(2021年)	自転車利用環境に対する各満足度は、		
4 207		🕏 駐輪環境の満足度		17% (2021年)		計画の見直し・改定時期に調査し、現状より増加を目指すとともに、不		
		ち シェアサイクルの利用環境の満足度		23%	(2021年)	2021年) 現状より増加を目指す 満点などの結果は、施		
		総合的な自転車の利用	環境の満足度	27%	(2021年)	いく		

- ※1 車道通行の例外である13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているときや、道路工事や連続した駐車車両のために車道の左側を通行することが困難な時など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときを除き算定する
- ※2 定期利用制駐輪場稼働率は「年平均利用台数/収容可能台数」
- ※3 一時利用制駐輪場稼働率は「年間利用回数/(各駐輪場の台数×年間使用可能日数)」
- ※4 自転車の放置率は「放置自転車の台数/(駐輪場の利用台数+放置自転車の台数)」
- ※5 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、現況値は2019年の数値を使用
- ※6 国道・都道における自転車通行空間の整備時期等は、各道路管理者及び交通管理者において決定するため未確定

文京区自転車活用推進計画 概要版

令和 4 年(2022年)7月 発行/文京区

編集/土木部管理課

〒112-8555 東京都文京区春日一丁目16番21号 電話 03-3812-7111(代表)



印刷物番号I0122001





